

【 Movin'High スタジオ 会則】

第1条（名称）

本施設の名称は、「Movin'High STUDIO」と称します。（以下「スタジオ」とします。）

第2条（所在地）

スタジオの所在地は、和歌山県 和歌山市 太田 1-11-13-6F(JR 和歌山東口)
和歌山県 和歌山市 中 573-5 ふじと台ステーションビル東棟 4F

第3条（目的）

スタジオは、会員のダンス技術及び理論の更なる向上と心身の健康維持増進を図り、会員相互の親睦を深めてダンスの振興と地域・社会への貢献に努め、健康で品格ある会員の育成を図ることを目的とします。

第4条（入会資格）

スタジオの会員は、月謝会員・チケット会員・ビジター会員とし以下の条件を満たす方とします。

- ① スタジオの利用に堪え得る健康状態であり、医師等により運動を禁じられていない方。
- ② 心臓病・高血圧・皮膚病・伝染病・精神病及びこれに類する疾患がない方。
- ③ 本会則に同意される方
- ④ 暴力団等の反社会的勢力の関係者であると認められない方
- ⑤ 過去にスタジオから除名処分を受けられていない方

第5条（入会手続）

- ① 本施設の会員となることを希望される方は、申し込み手続を行い、当社が定める入会金を納入していただきます。
- ② 月額会員でのご入会の際は2ヶ月分の月会費を前納、3ヶ月目より口座振替にてお支払いいただきます。月額会員でのご入会は事務手続上理由により、入会日より2ヶ月継続が必須となります。
- ③ 未成年者が本施設に入会するときには、未成年者の入会に同意した親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うこととします。
- ④ 登録手続に必要な物
ご本人様名義の口座の金融機関・支店名・口座番号がわかるもの(キャッシュカード、通帳のコピー等)金融機関届出印、入会金、月会費(初月2ヶ月分※)をお持ちください。

第6条（未成年者の入会について）

- ① 未成年者の入会には、親権者の同意を要します。
- ② 親権者は、未成年の会員がスタジオあるいは第三者に損害を与えたときには、前項の同意の有無に関わらず、その責任を負うこととします。

第7条（会員証）

- ① スタジオは、会員に会員証(「会員カード」「メンバーズカード」ともいいます。)を交付します。
- ② 会員は、会員証を他人に貸与あるいは譲渡することは出来ません。
- ③ 会員は、レッスンを受講する前に会員証を提出しなければなりません。
- ④ 会員は会員証を紛失した時は直ちにスタジオに連絡しなければなりません。

⑤ 会員は、会員証の再発行のため別途定める再発行料をスタジオに支払うものとします。

第 8 条（変更手続き）

① 会員は、入会時にスタジオに届けた事項に変更が生じた場合は速やかに変更届けを提出しなければなりません。

③ 会員への個別の連絡は、会員情報に基づきされるものとします。

④ 会員から変更届けがなされない場合は、元の届け出事項に基づいて処理するものとします

第 9 条（個人情報保護）

① 当社は、当社の保有する会員の個人情報を、厳重に管理します。

② スタジオ運営業務として各種ご案内に情報を利用することがあります。

③ 前項に定める場合の他、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には会員情報を第三者に開示することがあります。

第 10 条（除名等）

スタジオは会員が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、その会員を除名することができます。また下記の理由により除名された会員は損害賠償の請求を行うことができません。

① 第 4 条に記載する入会資格を喪失したとき

② 法令に違反する行為をしたとき

③ 本会則又は、別途スタジオが定める各種規則に違反したとき

④ 他の会員、施設利用者、スタジオスタッフに対し、暴力行為又は迷惑行為をしたとき並びに、誹謗または中傷をしたとき

⑤ スタジオの施設、器具、備品等を損壊又は許可なく外部に持ち出したとき

⑥ スタジオ内で物品販売等の営業行為、金銭貸借、政治活動、署名活動、勧誘行為を行い、スタジオスタッフの中止勧告に従わないとき

⑦ スタジオの名誉、信用を害する行為をしたとき

⑧ スタジオスタッフの指示に従わず、スタジオの業務を妨害したとき

⑨ 会員相互の親睦を乱し、他の会員に対して不快感を与える行為をしたとき

⑩ その他スタジオの会員として品位を損なうなど会員としてふさわしくないと認めるとき

⑪ 許可なく館内を撮影、または録音したとき

⑫ その他、本条各号に準じる行為をしたとき

第 11 条（会員資格の喪失）

会員は次の各号に該当する場合、会員資格を喪失し会員としてすべての権利を喪失します。

① 第 21 条に定める退会を申し出、会社がこれを承認したとき

② 第 10 条により除名されたとき

③ 会員本人が死亡したとき

④ 第 16 条により入会手続きをした施設の全部を閉鎖したとき

第 12 条（会員の名義変更）

会員の名義変更は一切認めません。

第 13 条（会員の施設利用）

会員は、スタジオの営業時間内に、本会則及び別途スタジオが定める各種規則に従って施設を利用することができます。

第 14 条（入会金及び受講料）

会員が支払う入会金及び月謝等受講料の金額は別途これを定め、いったんスタジオに支払った入会金・月謝等の受講料は返還しません。

第 15 条（遺留物）

スタジオは、会員がスタジオ内に遺留した物品について管理責任を負いません。

第 16 条（施設の閉鎖又は休業）

スタジオは次の各号に該当するときは施設の閉鎖又は休業をすることができます。この場合、会員はスタジオに対して異議の申し立て、補償請求はできません。

- ① 気象災害、その他外因的事由により、災害が会員に及ぶおそれがあると認められるとき
- ② 施設の修繕、点検、増改築が実施される時
- ③ 別途定める休業日に該当するとき
- ④ その他運営管理上必要と認められるとき

第 17 条（クラス内容の変更）

月額会員の方はクラス変更の際は変更希望月の前月 15 日（休館日を除く）までに各店舗にて指定の書面による手続きを行うことによって変更することができます（提出が遅れた場合月末までクラス変更届は受け付けますが、引き落としはされますので、追加分は届け出提出の際にお支払いいただきます。クラス数が減ることによる差額返金は銀行引き落とし確認後の返金とします。

第 18 条（休会）

- ① 休会期間は最大 3 ヶ月間です。
- ② 休会希望月前月の 15 日までに各店舗でお手続きください。※店舗にご来店の上、手続きが必要となります。（提出が遅れた場合月末まで休会届は受け付けますが、銀行引き落としはされますので、その分は復会月に充当させていただきます。返金は致しません。）
- ③ 休会中の手数料はかかりません。
- ④ 休会期間経過後の口座振替の再開は自動的に行います。
- ⑤ 休会期間が過ぎても自動退会にはなりません。別紙、退会届を復会月の前月の 15 日までに提出ください。退会届なしでは、お月謝の引き落としをとめる事は出来ません。
- ⑥ 連続で休会する場合も休会届出書の書面提出が必要です。

第 19 条（利用禁止）

- ① 月額会費を 1 ヶ月未納した場合スタジオを利用することができません。
その場合お支払い完了と同時に会員証及びチケットの使用は可能となります。
- ② 月額会費を滞納された場合いかなる場合でも、未払いの会費を完納しない限り今後の受講は不可とします。

第 20 条（予約取消）

- ① 毎月 1 日～末日のうち 2 回以上の時間外キャンセルをされた場合、翌月のネットからの予約

回数を禁止し電話予約のみに制限させていただきます。又、明らかに故意であると本スタジオが判断した場合には、来店制限をさせていただきますことがあります。

第 21 条(退会)

- ①解約希望月前月の 15 日までに会員証と退会届をご持参の上、各店舗でお手続きください。
- ②15 日を過ぎた場合は、翌々月より解約となりますのでご注意ください。
(例⇒6 月より解約希望の場合は 5 月 15 日までにご来店)
- ③電話や代理人による解約は受け付けておりません。
- ④解約後、再度ご入会いただく場合は、再入会金として 5,000 円が必要となります。
また、15 日が登録店舗の定休日と重なる場合は前日の 14 日までにお手続きをお願いいたします(必ず店舗にご来店の上、手続きが必要となります。)

第 22 条 (損害賠償責任等)

- ①会員又はビジターがスタジオの施設の利用中に損害を受けた場合、スタジオは故意または重大な過失がある場合を除いて、損害賠償の責任を負いません
- ②会員同士の間で生じたトラブルの解決は当事者間で円満に解決するものとし、スタジオはいかなる場合もその責任を負いません。

第 23 条 (会員の責任)

会員、及びビジター会員がスタジオの施設を利用中に会員の責任によりスタジオ又は第3者に損害を与えたときは、その賠償をしていただきます。スタジオはその責任を負いません。ビジターについても同様とします。

第 24 条 (諸費用の変更並びに会則、運営システム変更について)

- ①スタジオは、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用についてスタジオが必要と判断したときは変更することができます。その場合当社は1ヶ月前までに当社ホームページなどにより会員に対して告知するものとします。
- ②本会則、運営システムについても同様とします。当社は、当社が必要と認めた場合、会則の改訂を行うことができるものとします。
- ③改訂された規則は、当社ホームページなどにより告知されたときから効力を生じ、以後全員に適用されるものとします。

第 25 条(休業日)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本施設を休業できるものとします。

- ①毎月 5 週目のある曜日各店舗で定める定休日
- ②年末年始の休業日
- ③施設の補修、保守、点検又は改修をする場合
- ④当社の主催するイベントなどにより当社が必要とする場合

第 26 条(営業時間)

各施設の定める営業時間とします。